6/14 毛新聞

マイナカード受診 穴だらけ

手続き 5年ごとに役所へ

読み取り機 毎回並ぶ必要

電子証明 切れたら使えず

岸田政権が7日に閣議決定した経済財政運営の基本方針「骨太の方針」は、健康保険証の代わりにマイナンバーカードを利用できるシステムの導入を原則義務化にし、保険証の原則廃止を目指すとしています。保険証より便利なのか。調べてみると、骨太どころか〝スカスカ〟といえる状況でした。（矢野昌弘）

保険証の場合、市町村の役所に受け取りにいくことはまずありません。会社員が加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）の担当者は「保険証は紛失や社名が変わったわけで無ければ、更新する必要はありません。勧める会社を通じて保険証を受け取ります」と言います。国民健康保険証（国保）は自治体のほとんどが郵送です。

手間

ところが、マイナンバーカードで診察するとなると、5年に1回は役所に足を運ぶことになります。マイナンバーカードに内蔵する電子証明証の交換期限が5年だからです。

10年ごとに訪れるカード自体の更新はさらに面倒です。カードの発行を担う「地方公共団体情報システム機構」によると、カード更新には、役所から申請を受けてから新しいカードの発送まで、10日かかるといいます。役所を経て本人の手に渡るのに何日かかるのか…。更新の際も必ず1度は役所に行かなければなりません。保険証より、手間も時間もかかるのがマイナンバーカードです。

保険証は月初めに1度、窓口に出せば、月内に提示しないのが一般的です。他方、マイナンバーカードは受診のたびに読み取り機にかざす必要があります。カードに内蔵する電子証明証により、資格確認します。その際に顔認証か暗証番号の入力が必要となります。

負担

しかし「電子証明証は期限が切れたら使えなくなる」（総務省）ものです。保険の資格はあっても、カードの期限切れで受診できない―そんなことが起こりえます。厚生労働省は「紛失や、交換している期間に受診の必要が出た場合については、今後検討します」と回答。〝カード普及ありき〟が透けてみえます。

内科医院を営む吉田章さん（東京保険医協会副会長）は「保険証は受付に出すだけなのに、マイナンバーカードでは機械の前に並ばなければならない。患者さんにも医療機関にとっても何倍も負担になる」と話します。

マイナンバーカードを他人が扱うことはできません。神奈川県で特養ホームの運営に長く関わった男性（65）は「特養には認知症の入所者も多く、預かり証を作って保険証を管理しているが、マイナンバーカードはどうすれば…」とこぼします。

総務省の担当者は「入所者の同意を得て、カード裏面の個人番号をカバーなどで隠せば、カードを預かることも可能」と説明します。ただ「（顔認証ができない入所者に代わって）職員が暗証番号を入力してはいけない」とも言います。

調べるほどに穴だらけ。なぜ政府は急ぐのか。疑問ばかりが膨らみます。

カード更新のイメージ

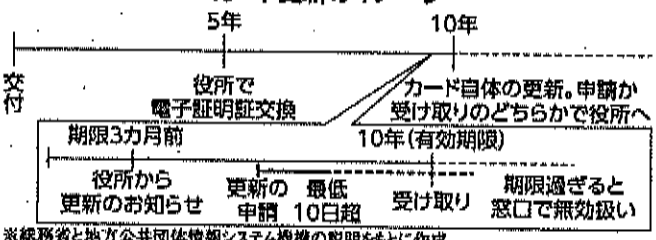

※総務省と地方公共団体情報システム機構の説明をもとに作成。
図中の「5年」「10年」は交付から5回目、10回目の誕生日のこと。18歳未満は5年でカード更新

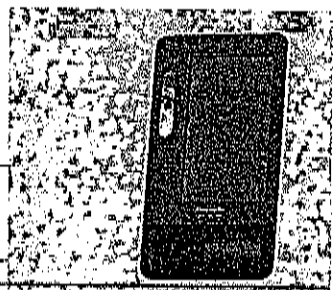

調剤薬局に置かれた顔認証付きカードリーダー。マイナンバーカードのみの使用になると、受付でこの機械に患者が並ぶことになります